## 【届出を対象とした募集(売出)金額】

#### 募集金額

ブックビルディング方式による募集 1,016,600,000円
---------------------------------

#### 売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し	322,000,000 円
/ <del>                                      </del>	

(オーバーアロットメントによる売出し)

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書 提出時における見込額であります。

## 【募集の方法】

2025 年 12 月 17 日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は 2025 年 12 月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第 246 条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			_
入札方式のうち入札によらない募集			_
ブックビルディング方式	1,300,000	1,016,600,000	550,160,000
計(総発行株式)	1,300,000	1,016,600,000	550,160,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第 14 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2025 年 11 月 20 日開催

の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2025 年 12 月 17 日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第 14 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(920 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 1,196,000,000 円となります。

## 【募集の条件】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

	引受価額	払込金額		申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
未定	未定	未定	未定		自 2025年12月18日(木)		
(注)1	(注)1	(注)2	(注)3	100	至 2025年12月23日(火)		2025年12月24日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025年12月9日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年 12 月 17 日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に 需要の申告を促す予定であります。

- 2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025 年 12 月9日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び 2025 年 12 月 17 日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2025 年 12 月 17 日に決定する予定であります。
- 4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

- 5. 株式受渡期日は、2025 年 12 月 25 日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7. 申込みに先立ち、2025 年 12 月 10 日から 2025 年 12 月 16 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、 需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

### 【株式の引受け】

·			
引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		1. 買取引受けによります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番1号		2. 引受人は新株式払込金として、払込
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		期日までに払込取扱場所へ引受価
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただ
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番 12 号	未定	ら、引受子数科は支払われません。たた し、発行価格と引受価額との差額の
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号		総額は引受人の手取金となります。
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番 21 号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町 17 番 10 号		
計	_	1,300,000	_

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、2025年12月9日に決定する予定であります。
- 2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年12月17日)に元引受契約を締結する予定であります。
- 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000 株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 【売出要項】

## 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)			売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し	式のうち入札による売出し ―		
	入札方式のうち入札によらない売出し	方式のうち入札によらない売出し —		
普通株式	ブックビルディング方式	247,500	227,700,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMBC日興証券株式会社
計(総売出株式)		247,500	227,700,000	

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

- 2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
- 5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(920円)で算出した見込額であります。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SM BC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

#### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、247,500 株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2026年1月22日を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から 2026 年1月 22 日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2025 年 12 月 17 日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が 2025 年 11 月 20 日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 247,500 株
(2	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金 に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第 14 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)2
(4	払込期日	2026 年1月 27 日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、2025 年 12 月9日開催予定の取締役会において決定します。

2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受 価額と同一とし、2025 年 12 月 17 日に決定します。

### 4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人である関厳、売出人である権田和士及び加藤有は、SMBC日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して 180 日目の 2026 年6月 22 日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。)並びに当社顧問弁護士である榎園利浩を受託者とする時価発行新株予約権信託につき受益者の指定を行わないこと等に合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

## 【主要な経営指標等の推移】

### 提出会社の経営指標等

回次		第9期	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022 年 12 月	2023年12月	2024年12月
売上高	(千円)	2,210,827	2,645,796	3,360,756	3,649,947	3,994,647
経常利益	(千円)	110,557	323,293	240,748	13,505	388,089
当期純利益又は当期純損失(Δ)	(千円)	14,082	244,616	147,235	△33,890	224,642
資本金	(千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	(株)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
純資産額	(千円)	941,990	1,186,606	1,333,842	1,299,951	1,524,594
総資産額	(千円)	1,666,267	1,924,089	1,950,224	1,795,125	2,380,414

1株当たり純資産額	(円)	313,476.66	395,015.64	444,094.02	254.58	298.63
1株当たり配当額	(III)	_	_	_	_	_
(1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は	( <b>m</b> )	4.004.01	04 500 07	40.070.07	A C C 4	44.04
1株当たり当期純損失(Δ)	(円)	4,694.21	81,538.97	49,078.37	△6.64	44.04
潜在株式調整後	(M)					
1株当たり当期純利益	(円)	_	_	_	<del></del>	
自己資本比率	(%)	56.4	61.6	68.3	72.3	64.0
自己資本利益率	(%)	1.5	23.0	11.7	Δ2.6	15.9
株価収益率	(倍)	_	_	_	_	_
配当性向	(%)	_	_	_	_	_
従業員数	(47)	161	186	237	242	231
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	(1)	[10]	[15]	[16]	[10]

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
- 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第12期においては1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 3. 当社株式は非上場であるため、株価収益率を記載しておりません。
- 4. 従業員数は当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人数であります。従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(パート・アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均人員数であります。
- 5. 主要な経営指標等の推移のうち、第9期から第 11 期については、会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
- 6. 前事業年度(第 12 期)及び当事業年度(第 13 期)の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づき、かなで監査法人により監査を受けております。
- 7.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号令和2年3月 31 日)等を第 11 期の期首から適用しており、第 11 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 8. 第 12 期は当社のコンサルティング事業を伸ばすため組織変更や人材の積極採用を行いましたが、それらの売上に影響を与えるまでには想定よりも時間がかかったこともあり、当期純損失となっております。
- 9. 当社は、2025 年8月 28 日開催の取締役会決議により、2025 年9月 16 日付で普通株式1株につき 1,700 株の割合で株式分割を行っております。第 12 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

10. 当社は、2025 年8月 28 日開催の取締役会決議により、2025 年9月 16 日付で普通株式1株につき 1,700 株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012 年8月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第9期、第 10 期、第 11 期の財務諸表については、かなで監査法人の監査を受けておりません。

回次		第9期	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
1株当たり純資産額	(円)	184.39	232.36	261.23	254.58	298.63
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期	(円)	2.76	47.96	28.86	△6.64	44.04
純損失(△)	(口)	2.70	47.90	26.60	△0.04	44.04
潜在株式調整後	(31)					
1株当たり当期純利益	(円)	_	_	_	_	_
1株当たり配当額	(m)	_	_	_	_	_
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

## 【関係会社の状況】

名称	住所		主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社 Goofy	東京都中央区	8,600	コンサルティング事業	100.0	業務委託
株式会社プルーセル	東京都中央区	3,000	コンサルティング事業	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付 業務委託
株式会社 Impact Venture Capital	東京都中央区	30,000	その他事業	11(1(1)(1)	役員の兼任1名 資金の貸付
LiB Consulting(Thailand)Co., Ltd. (注2)	Bangkok,Thailand	13,840	コンサルティング事業		役員派遣 業務委託

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 2. 持分は 100 分の 50 以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。また、2025 年 10 月 30 日付で LiB Consulting(Thailand) Co., Ltd.の株式の1%が緊密な者等から当社へ譲渡されたことにより、当社が保有する同社の議決権割合は 49%となり、緊密な者等の所有割合は 51%となっております。
- 3. 当社は資本金が 10,000 千円であり、資本金基準に基づき上記4社は全て特定子会社となります。
- 4. 議決権の所有割合[外書]は、緊密な者等の所有割合であります。
- 5. 上表は 2024 年 12 月末時点のため、2025 年6月にグループ・インした株式会社 Flow Group は記載しておりません。

## 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)		
コンサルティング事業	337(16)		
合計	337(16)		

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む 就業人員数であります。
- 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 3. 当社グループは、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載していません。

## (2) 提出会社の状況

2025年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
253(8)	33 歳 6 か月	3 年 2 か月	8, 126

	従業員数(名)
合計	253(8)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4. 当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載していません。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

## (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

### 提出会社

当該事業年度					
管理職に占める	男性労働者の	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)			
女性労働者の割合(%)(注1)	育児休業取得率 (%)(注2)	全労働者	正規雇用労働者	パート労働者	
9.3	50	69. 8	73. 3	79.6	

(注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規程に基づき算出したものであります。

2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規程に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」平成3年労働省令第25号)第71条の4条第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

なお、連結会社は上記法律の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数 100 株)						単元		
区分	政府		소화효미		外国法人等	I	/m ı		未満
	地方公共	金融機関		その他の 法人	個人以外		個人その他	計	株式の 状況 (株)
株主数 (人)	団体	_	_	_	_		3	3	_
所有株式数	_	_	_	_	_		51,000	51,000	
所有株式数 の割合(%)							100	100	_

(注) 所有株式数は 2025 年9月 16 日に 1 株を 1,700 株に株式分割を行い、3,000 株が 5,100,000 株となっております。

# 【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合 (%)		
関 厳 (注)1、2	3,876,000	63.97		
権田 和士 (注)1、3	918,000	15.15		
加藤 有 (注)1、3	306,000	5.05		
榎園 利浩 (注)5	<b>510,000</b> (510, 000)	8.42 (8. 42)		
— (注)7	<b>41,973</b> (41, 973)	0.69		
— (注)7	<b>41,973</b> (41, 973)	0.69		
中川 貴裕 (注)3	<b>36,210</b> (36, 210)	0.60		
株式会社 310 (注)6	<b>30,600</b> (30, 600)	0.50 (0.50)		
— (注)7	<b>22,593</b> (22, 593)	0.37		
— (注)7	<b>21,063</b> (21, 063)	0.35		

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)
- 2. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
- 3. 特別利害関係者等(当社取締役)
- 4. 特別利害関係者等(当社子会社役員)
- 5. 当社顧問弁護士であり、時価発行新株予約権信託の受託者
- 6. 当社の社外協力者
- 7. 当社の従業員
- 8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
- 9. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。